市議会で議決した意見書（平成24年４～６月議決分）

平成24年7月10日現在

市議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成24年７月６日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】父子家庭に対する支援の充実を求める意見書** ひとり親家庭への経済的支援として、母子及び寡婦福祉法や児童扶養手当等の法制度が整備されていますが、支援の対象が母子家庭とされているものがほとんどで、父子家庭への支援は限られています。 東日本大震災により配偶者が死亡、あるいは行方不明となり父子家庭となった世帯も多くありますが、遺族基礎年金や母子寡婦福祉資金貸付金の対象とならず、父子家庭への支援策は皆無に近い状況です。突然伴侶を失う、生業や住居を失う、更には家や車の債務を負うといった震災被害に対して、父子であるか母子であるかにかかわらず、等しく支援することが求められています。 よって、国においては、ひとり親家庭への平等な支援のため、父子家庭への支援の充実を図るよう、以下の実現を強く求めます。 記 １　遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族年金が支給されるよう、必要な措置を行うこと。 ２　東日本大震災により父子家庭となった世帯への支援策として、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難雇用開発助成金について父子家庭も対象とするように早急に見直しを行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。
	【議決年月日】平成24年７月６日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】こころの健康基本法の制定を求める意見書** 現在、うつ病や認知症などの精神疾患患者数は、300万人を超えています。年間３万人を超える自殺者や、ひきこもり・虐待の増加など、こころの健康と精神疾患の問題は、生命・健康及び生活に影響を及ぼす重大な問題となっています。 しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応じられるものではありません。 世界保健機関（ＷＨＯ）は、健康・生活被害指標（ＤＡＬＹ指標）により、先進諸国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であると指摘しています。 平成22年５月末、厚生労働大臣に提出された「こころの健康政策についての提言書」

市議会名	意見書の内容
	には①精神医療改革、②精神保健改革、③家族支援の３つを軸として国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めており、この提言を受けて、平成 23 年 12 月１日には国会に超党派の「こころの健康推進議員連盟」が立ち上がり、平成 24 年の通常国会で「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」実現に向けた推進体制が確立されましたが、現在、まだ制定に至っておりません。 　こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を速やかに実行することが必要です。 　よって、国においては、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康基本法」の制定を強く求めます。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。
	【議決年月日】平成 24 年７月６日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める意見書** 　東日本大震災により三陸沿岸の村落や市街地は壊滅的な被害を受けました。とりわけ水産関連施設は御承知のように全壊と言っても過言ではありません。さらに、大震災を受けて東京電力福島第一原子力発電所は破局的な事故を引き起こしました。周辺地域は放射能で汚染され、その除去の見通しは立てられておらず、住民は移住を余儀なくされています。放射能汚染は、福島県にとどまらず、関東北部から岩手県南にまで及び、市民生活はもとより、農業、畜産業にも経済的、精神的な被害をもたらしています。 　このような状況の中でも、再処理工場は依然として海や空に放射性物質を放出し続け、さらには事故やトラブルを引き起こしながらも、平成 24 年 10 月の本格稼働に向けて準備を進めております。これ以上三陸の海が放射能で汚染されると、沿岸住民の健康はもちろんのこと、食の安全が脅かされます。また、三陸の漁業、農畜産業、観光が大打撃を受け、経済的損失は計り知れません。これらのことから、放射能を海に流さないこととする法律の制定が必要と考えます。 　よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く求めます。 記 １　放射性物質を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法（仮称）を制定すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 24 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣 **【件　　　名】再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書** （趣旨） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、本年７月１日に施行されることから、再生可能エネルギーの導入促進と実効性のある買い取り制度に向け、十分な環境整備を図るよう求める。 （理由） 昨年 2011 年８月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年７月１日に施行される。 これにより、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートし、政府はこの３年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。 導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラーの円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化なども求められている。 日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005 年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が 0.9％と他国と比べておくれており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。 よって、国においては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買い取り制度に向け、以下のとおり、十分な環境整備を図るよう強く要請する。 記 １　投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。 ２　買い取り価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示すこと。 ３　再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
	【議決年月日】平成 24 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】2013 年度の国の予算編成に向けて、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書** （趣旨） 将来を担う子どもたちへの教育は、社会の基盤づくりに極めて重要であり、未来への

市議会名	意見書の内容
	先行投資として、子どもたちの学びを切れめなく支援するため、30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の拡充を強く求める。 （理由） 35 人以下学級について、昨年、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校１学年の基礎定数化が図られたものの、小学校２学年については教職員の加配措置に留まっている。 日本は、ＯＥＣＤ 諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、「26 人～30 人」を挙げている。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかである。 社会状況などの変化により、学校には一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が求められている。学校では、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。また、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障がいのある児童生徒への対応、不登校、いじめなど生徒指導などが課題となっている。地方においては、過疎化が進み、複式学級の増加が懸念されている。こうしたことから、学級規模縮減以外のさまざまな定数改善も必要である。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、GDP に占める教育予算の割合は、ＯＥＣＤ加盟国の中で日本は下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもたちの学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。 よって、国においては、2013 年度の予算編成に向けて、下記の事項を実現されるよう強く要望する。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
	【議決年月日】平成 24 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書**

市議会名	意見書の内容
	（趣旨） 医療従事者の増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護を実現するための対策を講じるよう求める。 （理由） 東日本大震災では、「医療崩壊」、「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになった。 厚生労働省が 2011 年６月 17 日に出した『看護師などの「雇用の質」の向上のための取り組みについての通知』では、看護師などの勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めないことから、夜勤・交代制労働者などの勤務環境改善は、喫緊の課題としている。安全・安心の医療・介護の実現のためにも、看護師など夜勤・交代制労働者の増員と労働環境改善のために法規制が必要である。 また、震災からの復興、地域医療の再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められている。 よって、国においては、医師、看護師、介護職員などの増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護を実現するための対策を講じるよう求める。 記 １　看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を１日８時間、週 32 時間以内、勤務間隔を 12 時間以上とすること。 ２　医療・社会保障予算を増やし、医師、看護師、介護職員などを増員すること。 ３　国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
北　上　市	【議決年月日】平成 24 年６月 28 日 【提　出　先】内閣総理大臣、社会保障・税一体改革担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】税制度の見直しを求める意見書** 政府は、社会保障・税一体改革大綱を閣議決定しました。この大綱は、社会保障安定のための主たる財源を消費税とし、消費税率を平成 26 年に８％、平成 27 年に 10％まで段階的に引き上げるとしています。 しかし、今回の消費税の増税は、その目的である社会保障制度の改革部分のほとんどが国民会議の議論を待つことで決定されないまま、増税の部分だけが先行決定されようとしています。 かつて、平成元年に消費税を導入した際も、高齢化社会に対応するためということで導入した経緯がありますが、年金の引き下げや医療費負担増など社会保障制度全体が悪くなってきています。 また、消費税は所得に対して逆進課税となる制度です。一方、応能負担となる累進課税の制度は、高額所得者に対する所得税や大企業に対する法人税などは減税されたままとなっています。

市議会名	意見書の内容
	さらには、平成23年３月11日に発生した東日本大震災の復興財源についても、所得税、住民税の増税を25年間行う一方、大企業などが負担する法人税は５％の恒久減税を行ったうえで、３％の復興特別税を３年間課するような不公平なものとなっています。 社会保障制度の充実は多くの国民が望むところであり、その財源確保は重要な課題であります。しかし、社会保障の充実策が不明確なまま、安易に消費税の増税を行うのではなく、国の税制度そのものを見直したうえで、社会保障制度の充実を図るべきであると考えます。 よって、国及び政府関係機関においては、社会保障制度の充実を図るため、税制度の見直しを行うよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
	【議決年月日】平成24年６月28日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】自然エネルギーへの転換と放射線対策の強化を求める意見書** 平成23年３月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、チェルノブイリ原子力発電所の事故に次ぐ深刻な事故となり、発生後１年３か月が経過したいまも収束しておらず、実態もいまだに解明されていません。また、原子力発電の安全性については、再検証が必要であり、監視規制する体制もいまだ確立されていません。 さらに、当初30年とされていた施設の耐用年数に対して、運転開始から30年を超える原子力発電所は21基あり、そのうち４基は40年を超えています。 現在、すべての原子力発電所が定期点検等で停止していますが、政府は経済的理由から大飯原子力発電所を再稼働させようとしています。そもそも、国においては原子力発電を再稼働する前に、安全・安心を確保するための監視体制を構築すべきです。 世界全体では、この10年間伸びているのは原子力ではなく、自然エネルギーです。我が国は、水力、風力、木質バイオマスなどの自然エネルギーに恵まれています。 安全性確保の面から多くの原子力発電所が停止している今こそ、原子力発電に依存している現在の電力供給から、自然エネルギーを中心とした新たなエネルギー政策に転換すべきです。 東京電力福島第一原子力発電所の事故は広範囲にわたる放射能汚染を引き起こしました。そのため、食品検査や放射線健康影響調査の範囲を今以上に拡大することは今後も重要であり、また、被害にあった農林水産業者が、これからも生産を安心して続けていけるよう国が責任を持って対策を進めるべきです。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　原子力発電の再稼働には慎重を期すること。 ２　自然エネルギーの拡大普及を図る新たなエネルギー政策に転換すること。

<table>
<tr><th>市議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td></td><td>３　放射線対策の強化と農林水産業者への補償を国が責任を持って進めること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。</td></tr>
<tr><td></td><td>【議決年月日】平成 24 年６月 28 日
【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
【件　　　名】外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

近年、全国各地において、外国資本等による水源地域の森林等の土地の買収が進んでいます。
諸外国では、外国人や外国法人による自国内の土地所有について、地域を限定したり、事前許可制としたりするなどの制限を課している状況にあります。それに対し我が国では、大正 14 年に制定された外国人土地法において、国防上重要な地区などで土地取得を制限できるとしていますが、具体的な地区を指定した政令は終戦直後に廃止され、実効性を失っている状況にあります。
今後も、世界の水需要のひっ迫、森林の二酸化炭素吸収能力に係る価値の上昇などから、外国資本等による我が国の森林等の買収は、一層拡大することが予想されます。
外国資本等による土地所有が無制限に拡大していけば、無秩序な伐採による景観の破壊、水源地域の乱開発による水質の悪化や水資源の枯渇なども懸念されます。
また、自衛隊施設の隣接地が買収される事例もあり、安全保障上の観点からの問題も指摘されています。
よって、国及び政府関係機関においては、国土保全及び安全保障上の観点から、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に早期に取り組むよう強く求めます。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。</td></tr>
<tr><td></td><td>【議決年月日】平成 24 年６月 28 日
【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、復興大臣
【件　　　名】国の出先機関の体制の維持と機能の充実を求める意見書

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、マグニチュード９の巨大地震とこれによる大津波が東北地方沿岸部を襲い、尊い命と人々の暮らしを奪い去りました。岩手県においても被害は甚大であり、沿岸部では今なお多くの人々が避難生活を余儀なくされています。
国や地方自治体の職員は、震災発生直後から懸命の救援活動にあたり、燃料確保やインフラ復旧、物流の復活、医療活動などを通じて被災者の暮らしを支えてきており、国、県、市町村が果たすべき責任と役割について適切に分担される重要性が明らかになっています。
東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、被災地への応援派遣など、全国の出先機関は一体となって重要な役割を果たしてきました。</td></tr>
</table>

市議会名	意見書の内容
	しかし、国は、昨年12月に開催された地域主権改革戦略会議において、広域的実施体制の枠組みの方向性を決定し、国の出先機関の廃止を進めようとしています。 今、国に求められていることは、防災対策などで地方自治体と一体となって住民の生命を守り、安全・安心を確保することです。国の出先機関の廃止をはじめとする地域主権改革は、国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、国の使命に反するものです。 よって、国及び政府関係機関においては、防災対策及び復興支援の観点から、国の出先機関を廃止せず、体制の維持と機能の充実を図るよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
	【議決年月日】平成24年６月28日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣 **【件　　　名】公的年金２．５％の引き下げに反対する意見書** 政府は公的年金の「特例水準」を解消するとして、３年間で２．５％の年金額の引き下げを行おうとしています。 2000年から2002年に行われた物価スライド特例措置は、物価下落時の年金額の引き下げを据え置いた措置で、高齢者の生活実態と、経済への悪影響を考慮した政府の適切な措置であったと思います。 しかし、現在、高齢者を取り巻く状況は、医療や介護の負担の増加などにより、ますます厳しくなっています。「特例水準解消、年金額２．５％引き下げ」を実施することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも認めることはできません。 よって、国及び政府関係機関においては、公的年金の「特例水準」解消による年金額の引き下げは行わないよう強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
	【議決年月日】平成24年６月28日 【提　出　先】内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 **【件　　　名】30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書** 平成23年度に義務標準法が改正され、小学校１学年の基礎定数化がはかられました。これは、30年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、今後、少人数学級への着実な実行が必要です。日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級あたりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多く、きめ細やかな対応をするためには学級規模を引き下げることが必要です。平成22年に文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、回答者の約６割が小中学校の望ましい学級規模として、26から30人を挙げており、このことから保護者も30人以下学級を望んでいるこ

市議会名	意見書の内容
	とは明らかです。 　また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神です。しかし、教育予算については、ＧＤＰに占める教育費の割合はＯＥＣＤ加盟 28 カ国の中で最下位であり、また、国の三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、これにより教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。地方自治体が教育費の財源を安定的に確保するためには、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、さらに国の負担割合を３分の１から２分の１へ引き上げることが必要です。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材の育成から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 　よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級を目指すこと。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 ３　学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。
久　慈　市	【議決年月日】平成 24 年６月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】公的年金の削減に反対する意見書** 　厚生労働省は、平成 12 年から平成 14 年に実施された、物価スライドによる減額据え置きの「特例水準」を解消するとして、３年間で 2.5%の年金引き下げを行おうとしています。 　当時、政府は高齢者の生活実態と、経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。 　つきましては、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消・2.5%削減」を行うことは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも認めることはできません。 　以上の趣旨にかんがみ、次の事項について要望します。 記 １　公的年金の 2.5%削減は行わないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。
	【議決年月日】平成 24 年６月 26 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、岩手

市議会名	意見書の内容
	県知事 **【件　　　名】医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書** 東日本大震災では、医療・介護の危機的実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 また、当地域においても麻酔科などの常勤医師の削減など、慢性的な医師不足は深刻な状況にあります。 厚生労働省が平成 23 年６月 17 日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「夜勤を含む交代制勤務等により、厳しい勤務環境に置かれている者も多く、必要な人材の確保を図りながら、看護師等が健康で安心して働ける環境を整備することが喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交代制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法整備が必要です。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。 記 １　看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を１日８時間、週 32 時間以内、勤務間隔を 12 時間以上とすること。 ２　医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを増員すること。 ３　国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。
遠　野　市	【議決年月日】平成 24 年６月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、原子力発電所事故収束・再発防止担当大臣、復興大臣 **【件　　　名】放射性物質の早急な除染対策を求める意見書** 東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質による汚染問題は、市民生活の不安と、農畜林業をはじめとする地域産業への影響が懸念されている。 特にも遠野市は、広大な公共牧場を有し、１０００頭規模での和牛放牧をおこなっており、安全な地域農産物の生産と安心できる消費生活環境の保全を図る上で、放射性物質の影響を防止するための手立てを早急に講じていく必要がある。 自治体の規模や財政力、面積等の事情により、対策に格差が生じ、除染対策を長引かせることは、復興の妨げとなるため断じて避けなければならないと考える。 よって、国においては下記のとおり放射性物質の早急な除染対策を実施するとともに

市議会名	意見書の内容
	に、市町村が除染に関する役割を適切に果たすことができるよう下記のとおり要望する。 記 １　市町村が行う除染に対しては、適正な単価を設定した上で、国が費用負担を行うこと。 ２　公共牧場の除染に対して、市町村が関連資機材の購入・貸与等を行う場合にあっても、財政措置を講じること。 ３　公共牧場の除染が完了するまで当市の畜産農家は放牧ができず、家畜排せつ物の処理等に対する負担も増すことから、それまでの間、市町村が独自に行う対策に係る費用に対する財政措置を講じること。 ４　消費者の安全意識に即した農畜産物の生産基盤を再生するともに風評被害の防止のため、市町村が行う除染対象区域外における除染対策に対する財政措置を講じること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
	【議決年月日】平成 24 年６月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、岩手県知事 **【件　　　名】医療従事者の増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書** 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになった。 厚生労働省が平成 23 年６月 17 日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交代制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としている。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交代制労働者の増員と、労働環境の改善のために法規制が必要である。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められている。 医師・看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。 記 １　看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を１日８時間、週 32 時間以内、勤務間隔を 12 時間以上とすること。 ２　医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを増員すること。 ３　国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

<table>
<tr><th>市議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>一　関　市</td><td>【議決年月日】平成 24 年６月 22 日
【提　出　先】岩手県知事
【件　　　名】降雹による果樹被害に対する対応を求める意見書
平成 24 年６月４日の午後４時過ぎより、一関市真柴及び花泉町金沢地域において降雹があり、一帯のりんごや梨などの果樹に壊滅的な被害が生じました。
被害は、一帯の約 50 ヘクタールに及ぶと想定され、市のとりまとめによると、被害額は１億 7,500 万円余で、とりわけ花泉中央りんご生産組合が栽培する 35 ヘクタールについては、果実や葉のほとんどに傷がつく壊滅的被害となり、深刻な事態となっています。
他方、再生産のためには、防除などの作業は通常のとおり実施しなければなりません。
したがって、再生に向けて、下記の事項について最大限の支援を要望します。
記
１　病害虫防除など再生に向けた技術的、財政的支援
２　つなぎ融資など生産者及び財政的支援を講じる系統などへの支援
３　被害果樹の販売支援
４　異常気象に対応した独自の災害対策の充実強化
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。</td></tr>
<tr><td></td><td>【議決年月日】平成 24 年６月 22 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、農林水産大臣、復興大臣、岩手県知事
【件　　　名】除染に対して柔軟な対応を求める意見書
当市には、福島第１原子力発電所事故に伴い、放射性物質が拡散した。
このため、本年５月に『一関市除染実施計画』の承認を受け、公共的施設から除染を開始した。
現在の国の基準では、除染対象地域は空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となっている。
しかし、この空間線量は、混在しているのが実態であり、市民の安全・安心な生活を確保する観点から、単に線量で区分せず、基準値を超過する部分がある生活圏には、必要な財政措置を講じるとともに、除染対象地域の線引きについて、柔軟な対応を求める。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。</td></tr>
<tr><td></td><td>【議決年月日】平成 24 年６月 22 日
【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、農林水産大臣、復興大臣、岩手県知事
【件　　　名】放射性廃棄物の適正な処理を求める意見書
当市には、福島第１原子力発電所事故に伴い、放射性物質が拡散し、市民生活に甚大</td></tr>
</table>

市議会名	意見書の内容
	な影響が生じている。 　このため、当市では『除染実施計画』を策定し、国の承認を得て、公共的施設から除染を開始した。 　また、汚染された牧草、稲わら、堆肥など農業系を中心に大量の汚染廃棄物が発生しており、生活空間の除染が進むとともに、その量は大幅に増加するものと考えられる。 　これらの廃棄物の処理については、減容化を含めた適正な方法について明確に国から示されていない。 　さらに、中間処理施設についても本県への設置は未定であり、放射性廃棄物処理の全体のロードマップが未確定である。 　このため、放射性廃棄物処理の減容化、中間処理施設などの全体の計画を国の責任で早期に提示するよう要望する。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
	【議決年月日】平成 24 年６月 22 日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】産直などＪＡ系統外の損害賠償への支援を求める意見書** 　福島第１原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、当市はしいたけや山菜類が出荷制限されており、生産者はもとより市民生活に大きな影響が生じている。 　生産者への影響緩和のため、原因者である東京電力㈱に対し損害賠償請求を確実に行う必要があり、当事者間で協議が開始された。 　畜産などの被害についてはＪＡの系統が確たる組織で損害賠償請求の窓口となっているが、産直は、一般的に系統外であり、かつ、零細な経営であり、複雑な損害賠償請求の事務処理を行うことは困難である。 　産直では今回の事故を契機に販売を中止するとの声も多く寄せられている。 　産直は、地域振興にも大きく寄与し、今回の事態で地域の活力が失われることが懸念される。 　よって、産直は複数の自治体にあり、単独自治体でなく、広域的な課題として捉え、県において損害賠償窓口の確立を要望する。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
	【議決年月日】平成 24 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、復興大臣 【件　　　名】原子力損害賠償金への非課税を求める意見書 　東京電力福島第一原発事故は、除染もほとんど進んでいないにもかかわらず、政府の原子力災害対策本部は「収束」宣言を出した。 　避難地域を初め、いわゆる風評被害の事業者など、営業の再開はもちろん日々の経営

市議会名	意見書の内容
	の維持にさえ困難を来している。この間、ようやく東京電力による賠償金の本払いの一部が実現した。その中で、東京電力の照会に対し、国税庁は、賠償金の所得税は「非課税」とするものの、租税関係では「営業損害のうち減収分（逸失利益）は課税対象とする」と文書回答している。 　しかし、「逸失利益」といわれる部分の賠償請求額も「何とか生き延びたいから、東京電力の枠内でも仕方がない」という苦渋の選択の中で妥協してきた金額である。現状は、その事業の場を東京電力に奪われ、その再開の見込みさえ全く見えない。東京電力と国による原発事故の責任は今後も問われる。 　また、原子力損害賠償金を収入・所得と見なし課税されることで、所得税のみならず地方税の課税及び医療保険・介護保険等の保険料へも影響が出てくる。今、国がやるべきことは賠償金への課税ではなく、原発事故を一日も早く収束させ、いち早く誰でも住めるふるさとを住民に返すよう、全力を挙げることである。 　よって、国においては、原子力損害賠償金については全て非課税にするよう強く要望する。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。
	【議決年月日】平成 24 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 **【件　　　名】原子力発電に国民的合意を求める意見書** 　政府は、関西電力大飯原発３、４号機の再稼働を決定した。 　今、国内の電力状況は、全ての原発が停止していることもあり、非常に厳しい状況にある。 　特に、関西電力管内は、原子力発電に対する依存度が高かったため、電力の需給バランスが、極めて厳しい状況にあることは事実である。 　しかし、電力の需給バランスを優先して原発の再稼働を行うべきではない。 　他方、国民生活のため、安定した電力を供給することは、国の責務である。 　医療、交通などの国民生活分野をはじめ、製造業の経営などの経済分野においても、電力は、国民の生命と暮らしを守るための根幹をなすものである。 　よって、原発再稼働にあたっては、福島原発事故の原因究明や新たな原子力の規制機関の創設を早期に実現させるとともに、原発立地自治体はもとより、十分な説明責任を果たし、脱原発の方向に向け、国民的合意を得るよう求める。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。
	【議決年月日】平成 24 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 **【件　　　名】消費税の増税をしないことを求める意見書** 　政府は、消費税増税法案を今国会中に成立させようとしている。 　国、地方とも、極めて厳しい財政状況にあることは事実である。

市議会名	意見書の内容
	加えて、当市は東日本大地震で約 250 億円の被害と併せ、福島原子力発電所事故により、放射能の汚染を受けた。 今、市民は懸命に復興に取り組んでいるが、緒についたところである。 このような状況下のもとで、消費税が増税になれば、市民生活に大きな影響が生じることは必須である。 今、国民の多くの声は、消費税増税の前に違憲状態にある国会議員定数の削減など国会議員が率先して無駄の削減に取り組むことを求めている。 よって、消費税増税の前に、『やるべき事をやる』との考えのもとに政策の優先順位を考慮し、消費税増税をしないことを求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。
奥　州　市	【議決年月日】平成 24 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】関西電力大飯原子力発電所３号機及び４号機の早期の再稼動に反対する意見書** 政府は、関西電力大飯原子力発電所３号機及び４号機について、今夏、電力不足の可能性があることを強調し、早期再稼動の姿勢を明らかにしています。 しかし、事故の収束が見えない東京電力福島第一原子力発電所の大事故は、この間国や電力会社がつくってきた原子力発電の安全神話を根底から覆すものです。また一度事故が発生すれば広範な地域に放射能汚染被害をもたらし、住民の生命はもちろん、平和な家庭生活も地域社会も崩壊させることは、今回の事故の大きな教訓です。このことは奥州市においても、子どもたちの健康被害の心配や相継ぐ農産物の出荷制限、出荷自粛及び風評被害などからも明らかです。 今回の大飯原子力発電所の再稼動に際しては、従来のストレステストのルールに追加する形で短期間に安全基準が策定され、この基準によって安全性を確認されたとされております。 今回の新たな安全基準は、本来は原子力安全委員会の審議を経て決定すべきものでありますが、政治判断の名のもとに、専門的知識も持ち合わせていない４大臣の会合で決定されたものであり、何の法的根拠も有していないといわざるを得ません。　そして何よりも、福島第一原子力発電所事故の検証が十分できていない状況で、このような重要な基準が審議の状況を国民に公開することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものであります。 よって、このような関西電力大飯発電所３号機及び４号機の早期再稼動に反対するものです。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

市議会名	意見書の内容
	【議決年月日】平成 24 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善及び義務教育費国庫負担制度の２分の１復元を求める意見書** 昨年の義務標準法の改正により、小学校１年生の学級編制の標準は 40 人から 35 人に引き下げられましたが、今年度小学校２年生については加配措置に留まっています。 日本はＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、学級規模を更に引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約６割が小中学校の望ましい学級規模として 26 人から 30 人をあげており、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。 また、新しい学習指導要領が本格的に始まったことによる授業時数の増加や指導内容の増加に加え、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障がいのある児童生徒への対応等が課題となっており、不登校やいじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外のさまざまな定数改善も必要と思われます。 一方、子どもたちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられるよう、憲法に教育を受ける権利が定められておりますが、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられたことにより、自治体財政が圧迫され、教育条件の格差が生じることが懸念されています。 よって、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、下記事項の実現について強く要望いたします。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。
	【議決年月日】平成 24 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 **【件　　　名】景気を悪化させ、復興に影響を及ぼす消費税増税の中止を求める意見書** 国民と地域経済が長引く不況と円高に加え、東日本大震災や福島原発事故のもとかつてない深刻な状況にあるにもかかわらず、政府は、消費税を１０％へと引き上げる大増

市議会名	意見書の内容
	税法案の国会審議を強行しました。 　そもそも消費税はもっとも逆進性が高く、国民の懐と内需を冷え込ませ経済的格差を広げる不公平な税制です。消費税増税を行えば、庶民や中小業者は重大な打撃を受け、長引く不況からようやく上向きに向かいつつあるとの指標がでている景気に悪影響を及ぼすとともに、東日本大震災から懸命に立ち上がろうとする地方全体の気概をもそぐものであり、震災からの再生・復興を政府自ら妨げていると言わざるを得ません。 　よって、国においては、景気を悪化させ、復興に影響を及ぼす消費税増税を中止するよう要望いたします。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。
	【議決年月日】平成 24 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】公的年金 2.5%の引き下げに反対する意見書** 　政府は、「特例水準」を解消するとして、３年間で 2.5%の年金引き下げを行おうとしています。 　2000 年～2002 年当時、政府は高齢者の生活実態と、経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。 　然るに、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較しても、ますます厳しさを増しているにもかかわらず、「特例水準解消、2.5%削減」を強行することは、高齢者の生活を守る立場や、地域経済を活性化する立場からも認めることはできません。 　よって、以上の趣旨にかんがみ、公的年金の 2.5%削減は行わないことを強く求めます。 　以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

※　意見書の提出先の記載順は、市議会からの報告のとおり掲載しています。